

要旨

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 武蔵野大学法学会 公開日: 2025-03-18 キーワード: 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/2000553

要 旨

わが国における 国税審査請求制度の成立過程(2)

— 終戦直後から協議団制度創設前夜まで —

森 下 幹 夫

わが国では、国税に関する処分に係る行政上の救済制度として、他の行政救済制度とは異なる特徴をもつ審査請求制度（以下「国税審査請求制度」という。）が設けられているが、その起源は、明治 20（1887）年の所得税法の制定時にまで遡る。

前稿では、明治 20（1887）年の所得税法の制定から、明治 34（1901）年までの法改正の沿革等の検討を中心に、所得税に係る明治期の国税審査請求制度の成立・確立過程とその意義について考察し、戦前の国税審査請求制度が「審査委員会」という納税者側代表委員を過半数とする官民合同の組織によって運営されていたことの意義などについて述べてきた。

本稿では、終戦直後の社会的混乱の中、昭和 22（1947）年に審査委員会制度が廃止された後の国税審査請求制度の制度設計に影響を与えたとされる、昭和 24（1949）年のシャウプ勧告の内容の検討を中心に、終戦直後から昭和 25（1950）年の協議団制度創設までの国税審査請求制度の歩みや意義を明らかにするものである。

Introducing the Concept of a “Functional Archival Institution”: Promoting Public Records Management Administration in Local Governments in Japan

上代庸平

本稿では、まず、日本の地方公共団体の公文書館の整備に関する現状を概観し、特に基礎自治体において整備が立ち後れていることを明らかにしている。そして、総務省の調査による地方公共団体における公文書管理制度の整備状況に関する調査の結果から、地方公共団体における公文書館・公文書管理施設の整備が消極的である原因を指摘した上で、ドイツのアーカイブズ法において国以外の主体が設置する公文書管理施設に要求されている「機能」の概念が、この問題への対処のために有用であることを示した。その機能とは、i) もはや現用でなくなった公文書を収集し、保存管理し、公開するという公文書館としての本来的な機能、ii) 公文書館としての機能を果たすための専門的な人員の適切な確保及び配置、iii) 防火・防水・セキュリティなど収蔵文書の保存のための施設としての要件を満たしていることを意味する。なお、近年、日本の地方公共団体においては、このような「機能」の確保に特化して、公文書館法4条に定義する「公文書館」によらず、「公文書センター」等の名称により公文書管理施設を整備する例が見られるが、このような施設の整備例を紹介した上で、この機能的公文書管理施設概念の展望と検討を要する点を指摘した。

中国民法典における ファクタリング契約に関する一考察

金 安 妮

本稿は、債権買取型ファクタリングの法的性質を中心とするファクタリング取引の法的課題をめぐる議論に対する示唆を得るために、2020年の民法典制定に際してファクタリング契約を新たに典型契約の一つとして位置付けた中国民法典に焦点を当てたものである。具体的には、中国民法典の概要と特徴について俯瞰したうえで、ファクタリング契約に関する規定（761条～769条）の仮訳を試みるとともに、全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会による解説を踏まえて、中国民法典におけるファクタリング契約の解釈を明らかにしたものである。

ファクタリング契約に関する規定のうち、中国民法典は、償還請求権の有無を基準とする償還請求権付きのファクタリングと償還請求権なしのファクタリングをもっとも基本的な業務類型として捉えて、766条と767条において、それぞれに関する規定を設けている。本稿では、この点に着目し、ファクタリング契約の当事者間における償還請求権に関する約定の有無は、ファクタリング契約の法的性質を判断するうえで重要な要素となりうるものであると指摘した。そのうえで、償還請求権付きのファクタリングについては、その実質は真正な債権譲渡よりも金銭消費貸借に近いものとして評価されうるのではないかと結論付けた。

高齢者と法の再検討

—超高齢社会における事前の備え(advance life planning)

樋口 範雄

超高齢社会のわが国では、すべての人がかつてない課題に直面することとなった。それは長寿化した人生の後半をいかに生きるかという問題である。その中で、従来、事後的な対応を主眼としてきた日本法自体を見直す必要がある。あらためて人生の後半をプランニングして事前に備えること、それを法もまた支援する役割を果たさなければならない。すでにわが国でも医療の分野ではアドバンス・ケア・プランニングが広まりつつある。法の分野では先行したアメリカ高齢者法の動きを見るとともに、まだそのような動きについていけない日本の具体的な事例を紹介する。その後、2023年に制定された認知症基本法に言及し、認知症になっても一定のことは自分で決めたいとするアメリカでの調査論文にふれる。認知症の増加、さらに単身高齢者が増加するというわが国の課題に対処するため社会としての事前の備えが必要であることを確認し、アドバンス・ライフ・プランニングという事前の備えの仕組み構築の重要性を説いて結びとする。

産科婦人科医療における 裁判事例の一考察(5)補遺(2)

－先端医療と刑事法・民事法の交錯する諸問題(6)－

林 弘 正

本稿は、本誌 16 号「先端医療と刑事法・民事法の交錯する諸問題(1)－非侵襲的出生前遺伝学的検査(NIPT)の喫緊の課題－」、17 号「先端医療と刑事法・民事法の交錯する諸問題(2)－産科婦人科医療における裁判事例の一考察(1)」、18 号「先端医療と刑事法・民事法の交錯する諸問題(3)－産科婦人科医療における裁判事例の一考察(2)」、19 号「先端医療と刑事法・民事法の交錯する諸問題(3)－産科婦人科医療における裁判事例の一考察(3)」の検討で遺漏していた事例を考察する。

対象とする事例は、第 4 章妊婦への医療過誤事例第 2 節 妊娠中の事例 1 事例、第 3 節 胎児・出生児への侵襲事例 8 事例の民事判例 9 事例である。特に、第 2 節 妊娠中の事例【事例 addendum 4-2-8】大阪地裁令和 6 年 7 月 19 日民事第 24 部判決は、妊婦への医療過誤について直接論及するケースではないが、避妊具の使用を拒否された性交渉により妊娠し人工妊娠中絶を余儀なくされたケースであり女性の性的自己決定権侵害との視点から男性の性交渉行為を不法行為と認定し、慰謝料、流産手術費用及び弁護士費用を認容した重要なケースとして検討の対象とした。

公衆衛生とパターンリズム

大 林 啓 吾

本稿は、公衆衛生対策におけるパターンリズムの展開を考察し、そこで生ずる憲法問題を考察するものである。戦後の衛生状態の向上により、人類の主な死因が感染症から慢性疾患へと転換した。慢性疾患に対しては予防医療が有効であったことから、パターンリズム的手法が用いられるようになった。そうした中、コロナ禍はなお感染症が人類にとって脅威であることを示すと同時に、パターンリズム的手法が感染症対策においても有効であることを示す結果となった。しかし、パターンリズムは危害原理に反するおそれがあり、また憲法学においてもパターンリズムは未成年者のみ限定的に妥当するという見解が有力である。そのため、パターンリズムは自由との関係でその正当性に問題を抱えている。それにもかかわらず、公衆衛生の分野では、慢性疾患および感染症の両方においてパターンリズム的手法が展開している。特にソフトパターンリズム的手法は穏健なやり方で国民を誘導していくことから日本になじみやすい側面があるものの、仮に自由が事実上制約されても憲法問題として顕在化しにくく、司法救済も困難であることが多い。そのため、パターンリズム的手法がはらむ憲法問題を認識することが重要であり、本稿ではそれを明らかにした。

実態調査に基づく任意後見の規範的分析

—能力補完制度から生活支援制度への転換— (上巻)

尾川 宏 豪

本稿は、一般市民等に対して行った3つの調査結果を手掛かりに、ビジネス法務学の視点から、生活に障害を抱える人を支える任意後見制度の利用が進まない原因と目指す姿について論じるものである。

任意後見利用ニーズ調査によれば、多数の回答者は、任意後見監督人を必置機関とする現行制度よりも簡易でわかりやすい制度を望んでいた。要式契約の撤廃を始め、監督機能の代替化、任意後見人の取消権と同意権の付与、契約の変更・解約手続の柔軟化などの潜在ニーズが明らかになった。さらに後見業務負担実態調査によって、後見人の負担（業務時間）は被後見人の保有預貯金額に比例しないことが確認された。利用者にとって最大コストである後見人報酬及び監督人報酬の決定プロセスの可視化が求められる。終活意識調査によれば、任意後見を含む老後生活安心プランの利用と終活の取組みには相関関係がみられた。迷惑意識を持つ高齢者の行動変容には、他者へのポジティブな依存が自身の幸福につながるという気づきがカギを握る。他者への支援体験が有効な手段になるだろう。

任意後見の使いづらさは「能力補完」というコンセプトにある。「生活支援」コンセプトへの転換が利用者ニーズに応える新しい任意後見制度に再生する端緒となろう。